

判検事特別手当支給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十一月十六日

小川友三

参議院議長 松平恒雄 殿

一四

判検事特別手当支給に関する質問主意書

判検事の公務は日に次いで多忙の度を増大してゐる。先般の給與改善では到底下級判検事には生活がで
きない現状でストも出来ず働くこの人々のため、特別手当を毎月三千円前後至急支給すべきである。これ
に關する処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。